

鹿児島県社会的養育推進計画（素案）に対するパブリック・コメント結果

番号	項目	素案のページ	意見	回答
1	2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	2	この意見表明等支援員という方々は、どこに所属しているのか。公的な機関なのか、民間に所属されているのか、公的だと異動があるのかと心配。	本県の意見表明等支援員は、県が示す要件を満たす個人で、県の登録簿に登録された方となります。 御意見を踏まえ、その点について本計画の「2当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）」に「この意見表明等支援員は、県が示す要件を満たす個人で、県の登録簿に登録された方となります。」という文言を追加しました。
2		3	P3「児童養護施設等に対し指導する」についてであるが、児童相談所職員の過重な業務の中で、児童養護施設や乳児院への支援が十分ではないと感じる。	児童相談所の体制強化については、本計画の「11児童相談所の強化等に向けた取組」「(2)児童相談所の強化等に向けた対応」に記載のとおり強化を図ってまいります。
3		3	意見表明等支援員の養成がされ令和6年11月から実施されているということ、良かったと思う。一時保護にくる子どもたちは環境の変化などに不安が大きいと思うのでしっかり話しを聴いていただき子どもの代弁者としてアドボカシーを行って欲しいと期待する。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	4, 5	子育て短期支援事業は、虐待防止のためにも親子支援として大事だと考える。県としては里親に関する情報提供をしておられるということ、連携をとるため必要だと考える。もう一歩進めて県からも市町村に積極的に事業を行うよう勧めていただきたいと思う。未委託里親が多い現状である。その方々を社会資源として活用することは里親の意識を高めるためにも良いと考える。 特に鹿児島市は人口も多い。現在はその事業がうまくいってないと聞いている。市児相が出来るので、県も協力いただき勧めていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き市町村との連携を図ってまいります。
5		6	「要保護児童対策地域協議会」については、担当者の研修が行われているということ。しかし、鹿児島市で開催された発達支援員コーディネーターの研修に出席したときに、出席者のほとんどの方が知らなかった。参加者は、保育園、幼稚園、放課後デイサービス、児童発達支援センターなどの園長や職員の方々だった。気になる子どもさんがどのように市の関係機関にあげられ見守られているのか、その機関を知らないとはどうかと思ったところ。要保護児童に関する機関の周知を子どもさんがいる現場にもお願いしたい。	いただいた御意見については、関係機関に共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
6		6	児童家庭支援センターについて 離島に対する支援の薄さを感じる。児相だけではカバーができないのではと考える。児相の補完する役割の児童家庭支援センターの設置を希望する。 ご検討をお願いしたい。	児童家庭支援センターの設置においては、令和元年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容を踏まえ、各地域の相談ニーズ等を勘案し対応を検討してまいります。 児童家庭支援センター設置に係る検討については、本計画の「3市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組」「本県の目標」に記載しています。

鹿児島県社会的養育推進計画（素案）に対するパブリック・コメント結果

番号	項目	素案のページ	意見	回答
7	5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	10	代替養育を必要とする子どもの見込み数について 国は「代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例」として（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータをあげているが、鹿児島県の代替養育の潜在的需要見込みを記載いただけるか。	潜在的需要については、本計画の「5各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」「(2)今後代替養育を必要とする子どもの見込み」「3代替養育を必要とする子どもの数」において見込んでいます。 御意見を踏まえ、本計画の「5各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」「(2)今後代替養育を必要とする子どもの見込み」に「(1)で示したように、20歳未満の子ども数の減少率と代替養育を受けている子どもの減少率を比較し、 <u>潜在的需要を見込んだ上で</u> 、代替養育を必要とする子どもの見込みを算出しました。」という文言（下線部分）を追記しました。
8		10	令和5年度だけでも児童相談所の子ども虐待相談の状況をみますと、見守り・助言が87%となっているが、この中に代替養育を必要とする子どもは、ないと判断か。（これまでの検証結果があれば、計画の中に反映できないか）	本計画の「5各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」「(2)今後代替養育を必要とする子どもの見込み」においては、「見守り・助言」が必要な子ども数のうち、その後代替養育が必要となった子ども数も見込んでいます。
9	6 一時保護改革に向けた取組	13	一時保護について 社会的養護を必要とする子どもを一時保護して行動観察などを経て児童相談所が見立てをたてて援助方針を決めていく作業は極めて重要な事だと認識している。しかし、現状は一時保護所の定員が少なく、この大切な時期を里親家庭に委託することは、望ましくないと考える。その為には、是非児童相談所の一時保護所の定員を増やすために施設整備をするなど、ハード面を充実したものにしたい。	一時保護所の施設整備については、本計画の「6一時保護改革に向けた取組」「(2)一時保護の環境及び体制整備について」に「基本設計中の中央児童相談所の一時保護所においては、定員を現行の13名から20名へ変更した」ことについて記載しているほか、「一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるように、必要な環境整備や人員配置等に努めます」と記載しています。
10		13	13ページに一時保護委託に対応可能な・・・とあり、里親宅に委託される場合の手順などをしっかり決めて欲しいと考える。横の情報共有が出来ていない、委託後に担当者から何の連絡もないなどの話しがあった。また、一時保護委託に対しての里親研修をして欲しい考える。一時保護とはどういうものか、里親宅で保護する場合の観察や記録についてなど、統一して委託をした方がよいのではないかと考える。	里親への一時保護委託については、里親研修の中で一時保護委託について説明する時間を設けています。 いただいた御意見については、各児童相談所に共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	15	P15「児童相談所の体制整備の状況」について、中央児童相談所においては里親推進班が設置されており、各児童相談所においても里親担当児童福祉司を配置しているとのことであったが、中央児童相談所以外の児童相談所における配置はどのようになっているのか。中には一人の配置で、管轄地域の里親支援を一手に担っていることもあり、負担が大きいのではないかと考える。適切な人員配置を検討いただきたい。	現在、中央児童相談所以外の各児童相談所においては、各1名の里親担当児童福祉司が配置されております。 里親委託に当たっては、里親担当児童福祉司に加え、児童担当の児童福祉司や里親支援専門相談員等と協力して対応しています。

鹿児島県社会的養育推進計画（素案）に対するパブリック・コメント結果

番号	項目	素案のページ	意見	回答
12	8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	22	22ページ 各里親のニーズの把握に努め、必要な支援について関係機関で情報共有していただくよう、里親サロンへ是非ご参加ください。行政機関からの参加はほとんどない。里親の現場の声を直接聴いて欲しい。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き里親交流の場等における意見聴取に努めてまいります。
13		22	里親委託後の里親へのフォローはどのようにシステム化されているのか？ 例）委託後1か月は週に1回訪問支援する。委託後1か月から2か月までは隔週1回訪問支援するなど。	養育状況調査に基づく家庭訪問を毎年行っているほか、里親委託ガイドラインに基づき定期的な家庭訪問を行っています。 令和6年12月に設置された里親支援センターを始め、関係機関と連携し、里親委託後の支援の充実を図ってまいります。
14		23	里親委託率の目標値について 本県は里親委託率を現況の17%から令和11年度末までに41.5%に引き上げる目標値を出しているが、この目標値に対する具体的なアクションプランを示していただきたい。	本計画は、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示すものであり、アクションプランを示すものではないところであります。 具体的な取組については、里親委託等推進委員会及び里親支援専門相談員連絡会等において、関係機関と連携して行ってまいります。
15	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	24	P24「児童養護施設等において十分な受け皿を確保しておくことも重要」については、P25「各施設とも小規模化等に向けた検討中であり、今後変動する可能性」にあるとおり、今後児童保護の受け皿確保が困難になっていく可能性は否定できないと考える。現状においても特性のある児童が非常に多く、里親への委託では対応困難な児童の保護先については課題も多いと感じている。定員についての検討を行っていただくとともに、鹿児島県の一時保護所の整備・拡充も検討していただきたい。	一時保護所の施設整備については、本計画の「6一時保護改革に向けた取組」「(2)一時保護の環境及び体制整備について」に「基本設計中の中央児童相談所の一時保護所においては、定員を現行の13名から20名へ変更した」ことについて記載しているほか、「一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるように、必要な環境整備や人員配置等に努めます」と記載しています。
16	11 児童相談所の強化等に向けた取組	30	業務改善については、ICTの活用なども検討されるところではあると思うが、国の基準は最低限のものであると考える。一時保護児童への対応はもちろんであるが、施設入所・里親委託中の児童への支援、要保護児童対策地域協議会に登録されているケース児童への対応など、現在の人員では十分に対応できていないと感じる。人員の確保、拡充を盛り込んでいただきたい。	児童相談所の人員確保については、本計画の「11児童相談所の強化等に向けた取組」「(2)児童相談所の強化等に向けた対応」において、「児童相談体制の充実・強化を図る」と記載しています。
17	全体について	全体	国は「資源の必要量等を施設種別ごとに算出」し「整備すべき見込み量」を算出しているが、今回の県の計画に具体的に反映いただけないか。	本計画の「9施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」「(1)施設で養育が必要な子ども数の見込み」において、施設で養育が必要な子ども数の見込み等（必要量）を算出しています。その他の具体的な指標については、今後検討してまいります。
18		全体	評価指標に書いてあるように、1年ごとにきちんと結果の公表をお願いする。特に関係機関にはお願いしたいと思う。	国策定要領において、計画の進捗については、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議へ報告することとなっております。 御意見を踏まえ、本計画の「1計画の策定について」「(3)評価指標」に「また、評価の結果については、合議制の会議への報告を予定しています。」という文言を追記しました。

※御意見の中に、一部特定の団体の評価に関する内容があったことから、当該箇所を除いて掲載しています。